

# 平成19年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 自治行政局地域情報政策室

評価年月 平成19年6月

## 1 事業名

地方公共団体に対する調査・照会業務システムの整備

## 2 関係政策

(政策12)利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現に向けた電子政府・電子自治体の推進

## 3 事業概要

### (1) 事業の背景及び課題等

国の行政機関は、地方公共団体に対して、多数の調査・照会業務を実施しており、その数は定期的に実施しているもの(統計調査は除く。)に限定しても府省合計で800を超えている。また、各部局単位でそれぞれのルート、媒体、方法等で実施されていることや、部局間でのデータ共有が十分に行われていないこと等により、非効率が生じている現状がある。これらの課題を解決し、調査・照会業務・システムの最適化を推進するため、「電子政府構築計画」及び「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について(平成16年2月10日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」に基づき、総務省が中心となり「地方公共団体に対する調査・照会業務・システム」の見直しの検討を行い、平成18年3月31日には「地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」(以下、「最適化計画」という。)を策定したところ。今後は、最適化に要する仕様の調整や費用対効果の確認を行い、必要な見直しを行っていく。

### (2) 事業実施期間

平成18年度～平成22年度

### (3) 事業費

総事業費 35.8億円(うち18年度0.6億円)

## 4 事業の達成目標

### (1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況
			18年度
地方公共団体に対する調査・照会業務に係る業務処理時間の削減	年間延べ約3.3万時間 (試算値)	22年度	-
地方公共団体に対する調査・照会業務に係るシステム運用経費の削減	年間約3.1億円 (試算値)	22年度	-

(注)本成果重視事業については、調査等の実施途中であり実施効果が発現していないため、現時点では現況の把握ができないものである。そのため、「達成目標の現況」欄を「-」としている。

## (2) 目標設定の考え方

### 目標設定の根拠等

予算効率の高い簡素な政府を実現を図るためには、調査・照会業務・システムの整備による職員の業務処理時間の短縮、関係府省の既存システムの統合による経費削減が有効であると考えられるため、当該目標を設定した。また、既存システムのライフサイクルを考慮し、目標年度を平成22年度とした。

### 目標の達成度合いの判定方法・基準

各府省の取り組み・措置状況をモニタリングするとともに、関係システムの所要経費の実績及び業務処理時間をフォローアップし、事業実施前後の実績を把握。最適化計画に示された、業務処理時間の削減額、システム運用経費の削減額を達成した場合に、本事業が有効（目標が達成された）と判断する。

評価方法については、「業務・システム最適化の評価指針（ガイドライン（2006年（平成18年）3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき、最適化の効果の評価や、最適化実施の総合的な評価を実施する。

また、本事業終了後には「事後事業評価方式」により評価を行う。

## (3) 目標達成のための手段等

### 目標達成のための具体的手段

調査・照会業務システムを各府省共同利用型システムとして総務省が平成18年度から開発に着手し、平成20年4月から運用を開始する。また、地方公共団体に対する調査・照会の機能を有する各府省の既存システムについては、費用対効果を勘案し、機能の全部又は調査・照会業務システムと重複する機能若しくは業務の見直しにより、同システムに移行可能な機能を廃止し、同システムに順次移行していく。

### 目標達成のための手段と目標の因果関係

調査・業務システムに地方公共団体への調査依頼や回答状況等の進捗管理を職員が容易に行える（自動化される）仕組みが実装する予定であり、これにより、業務処理時間の削減が期待できる。また、各府省の既存システムを調査・照会業務システムへ移行することにより、各府省の既存システムの廃止等による経費削減効果が期待できる。

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### (1) 予算執行の効率化・弾力化措置

国庫債務負担行為  
繰越明許費

### (2) 上記措置により得られる効果

国庫債務負担行為を活用して2年度の一括契約を行なうことにより、同一の開発業者が設計から開発までを一連の作業として連続して行なえることから、次年度の開発業者が新たな業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間及びそれに係る契約上の工数を削減することができ、事業期間の短縮及び予算の効率化が可能となる。

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もある。このような状況が発生した場合には、繰越明許費を活用し予算繰越を行うことにより、予算の不用額が生じず、予算の効率的な執行が可能となる。

## 6 事業の目標の達成状況の分析（今後の課題）

最適化計画に掲げられた経費削減効果等の精査を行ったところ、現行の手法では、最適化計画に示された効果の実現が見込まれないことが明らかになったことから、現在、システム開発作業を見送り、最適化の実施内容・スケジュール等の見直しをおこなっているところ。19年度中を目途に必要な見直しについて結論を出すこととなっている。

## 7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

- ・「電子政府推進計画」

(平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

<http://www.e-gov.go.jp/doc/060831/suisin.html>

- ・「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について」

(平成 16 年 2 月 10 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

<http://www.e-gov.go.jp/doc/20040210doc1.pdf>

- ・「地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画」

(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19gijisidai.html>